

平成16年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第 159 回国会(常会)提出

目 次

	頁 1
策 定 方 針	1
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳	5
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
(二) 歳 入 の 概 要	6
1 地 方 稅	6
2 地 方 譲 与 稅	22
3 地方特例交付金	22
4 地 方 交 付 税	23
5 国 庫 支 出 金	24
6 地 方 債	24
7 使用料及び手数料	27
8 雜 収 入	27
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳	28
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	28
(二) 歳 出 の 概 要	31
1 紹 与 関 係 経 費	31
2 一 般 行 政 経 費	32
3 公 債 費	36
4 維 持 補 修 費	37
5 投 資 的 経 費	37
6 公 営 企 業 繰 出 金	43
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	44
(三) 国 庫 支 出 金 に 基 づ く 経 費 の 総 額	44

策 定 方 針

平成 16 年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定)に沿って、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成 16 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「るべき税制」の構築に向け、所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大その他の所要の措置を講じることとする。
- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

(1) 恒久的な減税に伴う影響額及び平成 15 年度税制改正に伴う減収額以外の地方財源不足(以下「通常収支に係る財源不足」という。)の見込額 12 兆 2,530 億円については、次の措置を講じる。

① 平成 16 年度から平成 18 年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成 22 年度以降に繰り延べることとしたうえで、なお生ずる財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国的一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これらの措置を「地方交付税法」第 6 条の 3 第 2 項の制度改正として講じ、所要の法改正を行うこととする。

なお、平成 5 年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等 2,981 億円については法律の定めるところにより、平成 17 年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

② これに基づき、交付税特別会計借入金の償還繰延べ後の平成 16 年度の通常収支に係る財源不足見込額 10 兆 1,723 億円については、次により完全に補てんする。

ア. 地方交付税については、国的一般会計加算により 4 兆 1,818 億円(うち、地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 1,685 億円、同条第 4 項の加算額 11 億円、同条第 8 項の加算額 1,246 億円、臨時財政対策特例加算額 3 兆 8,876 億円)増額する。

イ. 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 4 兆 1,905 億円発行する。

ウ. 建設地方債(財源対策債)を1兆8,000億円増発する。

(2) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆3,296億円については、次の措置を講じる。

① 恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆7,991億円について、その3/4相当額を国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置(1,179億円)、法人税の地方交付税率の引上げによる増収措置(3,575億円)及び地方特例交付金(8,739億円)により、その1/4相当額を地方財政法第5条の特例となる地方債(減税補てん債、4,498億円)により完全に補てんする。

② 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,305億円のうち、平成16年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,271億円については、交付税特別会計借入金により措置し、その償還は国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てん対策として措置した交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち国負担分508億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分526億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 平成15年度税制改正に伴う平成16年度の地方税及び地方交付税の減収額6,479億円については、次の措置を講じる。

① 地方税の減収3,521億円については、減税補てん債の発行により完全に補てんする。

② 地方交付税の減収2,958億円については、交付税特別会計借入金により完全に補てんする。

(4) 上記の結果、平成16年度の地方交付税については、16兆8,861億円(前年度に比し6.5%減)を確保する。

3 三位一体の改革の一環として、次のとおり国庫補助負担金の一般財源化と、これに対応した税源移譲等の措置を講じることとする。

(1) 平成16年度に行われる児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の一般財源化及び平成15年度に行われた国庫補助負担金の一般財源化に対応して所得譲与税を創設し、税源移譲する。

所得譲与税は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を、使途を限定しない一般財源として地方へ譲与するものであり、人口により都道府県及び市町村(特別区を含む。)へ譲与する。

(2) 義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分については、暫定的に一般財源化を行うこととし、税源移譲予定特例交付金を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保することとし、人口を基準として都道府県に交付する。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう所要額を確保する。この結果、地方債計画の規模は17兆4,843億円(普通会計分14兆1,448億円、公営企業会計等分3兆

3,395 億円)とする。

- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 6 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、平成 16 年度においては、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し 9.5% 減額することとする一方で、地域活性化事業、地域再生事業、合併特例事業及び防災対策事業などにより、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策、市町村合併の推進等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。
 - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。
 - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化を図ることとし、一般職の定員削減を行う等定員管理の合理化を図るとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳

(一) 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は84兆6,669億円であり、前年度に比し、1兆5,438億円減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 岁入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増 減 (A)-(B)	(単位 億円)	
				増 減 (%)	
I 地 方 税	323,231	321,725	1,506	0.5	
1 普 通 税	292,417	290,231	2,186	0.8	
2 目 的 税	30,814	31,494	△ 680	△ 2.2	
II 地 方 譲 与 税	11,452	6,939	4,513	65.0	
1 所 得 譲 与 税	4,249	—	4,249	皆増	
2 地 方 道 路 譲 与 税	3,041	3,013	28	0.9	
3 石 油 ガ ス 譲 与 税	140	140	0	0.0	
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	164	161	3	1.9	
5 白 動 車 重 量 譲 与 税	3,746	3,523	223	6.3	
6 特 別 と ん 譲 与 税	112	102	10	9.8	
III 地 方 特 例 交 付 金	11,048	10,062	986	9.8	
IV 地 方 交 付 税	168,861	180,693	△ 11,832	△ 6.5	
V 国 庫 支 出 金	121,238	122,600	△ 1,362	△ 1.1	
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	25,128	27,853	△ 2,725	△ 9.8	
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	48,279	46,345	1,934	4.2	
ア 生 活 保 護 費 負 担 金	17,466	15,193	2,273	15.0	
イ 児 童 保 護 費 等 負 担 金	7,014	8,312	△ 1,298	△ 15.6	
ウ 老 人 保 護 費 負 担 金	567	730	△ 163	△ 22.3	
エ 児 童 扶 養 手 当 給 付 費 負 担 金	3,013	2,558	455	17.8	
オ 在 宅 福 祉 事 業 費 補 助 金	1,143	1,118	25	2.2	
カ そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	19,076	18,434	642	3.5	
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	37,992	38,403	△ 411	△ 1.1	
ア 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	37,578	37,981	△ 403	△ 1.1	
イ 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	414	422	△ 8	△ 1.9	
4 失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	59	62	△ 3	△ 4.8	
5 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	248	240	8	3.3	
6 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	64	62	2	3.2	
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	790	822	△ 32	△ 3.9	
8 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,370	1,549	△ 179	△ 11.6	
9 特 定 防 衛 施 設 周 边 整 備 調 整 交 付 金	135	130	5	3.8	
10 特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 边 整 備 調 整 交 付 金	36	36	0	0.0	
11 石 油 貯 藏 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	65	65	0	0.0	

区	分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
12 地方道路整備臨時交付金		7,072	7,033	39	0.6
VI 地 方 債 債		141,448	150,718	△ 9,270	△ 6.2
VII 使 用 料 及 び 手 数 料		16,420	16,386	34	0.2
VIII 雜 収 入		52,971	52,984	△ 13	△ 0.0
歳 入 合 計		846,669	862,107	△ 15,438	△ 1.8

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区	分	平成16年度		平成15年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1 地 方 方 稅		323,231	38.2	321,725	37.3
2 地 方 譲 与 稅		11,452	1.4	6,939	0.8
3 地 方 特 例 交 付 金		11,048	1.3	10,062	1.2
4 地 方 交 付 稅		168,861	19.9	180,693	21.0
5 国 庫 支 出 金		121,238	14.3	122,600	14.2
6 地 方 方 債		141,448	16.7	150,718	17.5
7 使 用 料 及 び 手 数 料		16,420	1.9	16,386	1.9
8 雑 収 入		52,971	6.3	52,984	6.1
歳 入 合 計		846,669	100.0	862,107	100.0

(二) 歳入の概要

1 地 方 稅

地方税の収入見込額は、道府県税13兆6,906億円、市町村税18兆6,325億円、合わせて32兆3,231億円である。

前年度に比し、道府県税は2,567億円(1.9%)増加、市町村税は1,061億円(0.6%)減少、合わせて1,506億円(0.5%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	平成16年 度				比 較	
	平成15年 度当初見 込額 (A)	現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (C)	税制改正 による増 減見込額 (B)+(C)	改正法に よる収入 見込額 (D)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税						
I 普 通 税						
1 道府県民税	31,389	32,627	32,533	1	32,534	1,145 103.6
ア 個人均等割	463	467	460	—	460	△ 3 99.4
イ 法人均等割	1,347	1,364	1,361	—	1,361	14 101.0

税 目	平成16年度					比 較	
	平成15年 度当初見 込額 (A)	現行法に よる調定 見込額 (B)	現行法に よる収入 見込額 (C)	税制改正 による増 減収見込 額 (D)+(C)	改正法に よる収入 見込額 (D)	平成15年 度当初見 込額に対 する増 減 収額 (D)-(A) (%)	
ウ 所 得 割	22,040	21,197	21,329	0	21,329	△ 711	96.8
工 法 人 税 割	4,948	5,632	5,416	1	5,417	469	109.5
オ 利 子 割	2,576	2,833	2,833	—	2,833	257	110.0
カ 配 当 割	15	720	720	—	720	705	4,800.0
キ 株式等譲渡 所得割	—	414	414	—	414	414	皆増
2 事 業 税	36,983	38,130	37,897	4	37,901	918	102.5
ア 個 人	2,167	2,102	2,100	—	2,100	△ 67	96.9
イ 法 人	34,816	36,028	35,797	4	35,801	985	102.8
3 地 方 消 費 税	23,972	25,001	25,001	—	25,001	1,029	104.3
ア 譲 渡 割	19,685	20,212	20,212	—	20,212	527	102.7
イ 貨 物 割	4,287	4,789	4,789	—	4,789	502	111.7
4 不動産取得税	4,402	4,557	4,544	△ 4	4,540	138	103.1
5 道府県たばこ 税	2,828	2,790	2,790	—	2,790	△ 38	98.7
6 ゴルフ場利用 税	660	654	655	—	655	△ 5	99.2
7 自 動 車 税	18,109	18,001	17,969	—	17,969	△ 140	99.2
8 鉱 区 税	4	4	4	—	4	0	100.0
9 狩猟者登録税	15	15	15	△ 15	—	△ 15	皆減
10 固 定 資 產 税 (特例分)	135	164	164	—	164	29	121.5
道府県普通税 計	118,497	121,943	121,572	△ 14	121,558	3,061	102.6
II 住 的 税							
1 自動車取得税	4,548	4,537	4,539	33	4,572	24	100.5
2 軽油引取税	11,283	10,698	10,750	—	10,750	△ 533	95.3
3 人 猿 税	11	11	11	△ 11	—	△ 11	皆減
4 狩 猿 税	—	—	—	26	26	26	皆増
日 的 税 計	15,842	15,246	15,300	48	15,348	△ 494	96.9
III 道 府 県 税 計	134,339	137,189	136,872	34	136,906	2,567	101.9
B 市 町 村 税							
I 普 通 税							
1 市町村民税	73,977	72,627	72,890	192	73,082	△ 895	98.8
ア 个 人 均 等 割	1,159	1,172	1,154	189	1,343	184	115.9
イ 法 人 均 等 割	4,033	3,966	3,968	—	3,968	△ 65	98.4
ウ 所 得 割	55,524	53,121	53,416	1	53,417	△ 2,107	96.2
工 法 人 税 割	13,261	14,368	14,352	2	14,354	1,093	108.2
2 固 定 資 產 税	87,610	88,826	87,726	△ 2	87,724	114	100.1
ア 土 地	35,360	35,033	34,610	—	34,610	△ 750	97.9
イ 家 屋	34,694	36,463	35,953	—	35,953	1,259	103.6
ウ 償 却 資 產	16,659	16,330	16,163	△ 1	16,162	△ 497	97.0

税 目	平成16年度					比 較	
	平成15年 度当初見 込額	現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成15年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)	
工 交 付 金	897	869	869	△ 1	868	△ 29	96.8
才 納 付 金	—	131	131	—	131	131	皆増
3 軽自動車税	1,415	1,471	1,444	—	1,444	29	102.0
4 市町村たばこ 税	8,689	8,571	8,571	—	8,571	△ 118	98.6
5 鉱 産 税	14	13	13	—	13	△ 1	92.9
6 特別土地保有 税	29	0	25	—	25	△ 4	86.2
市町村普通税 計	171,734	171,508	170,669	190	170,859	△ 875	99.5
II 日 的 税							
1 入 湯 税	266	277	271	—	271	5	101.9
2 事 業 所 税	2,815	2,847	2,836	1	2,837	22	100.8
3 都市計画税	12,570	12,513	12,357	—	12,357	△ 213	98.3
4 水利地益税等	1	1	1	—	1	0	100.0
市町村目的税 計	15,652	15,638	15,465	1	15,466	△ 186	98.8
III 市 町 村 税 計	187,386	187,146	186,134	191	186,325	△ 1,061	99.4

(注) 上記の平成16年度収入見込額には、平成11年度から実施された恒久的な減税等による減収見込額16,812億円(個人住民税所得割で9,895億円、法人住民税法人税割で2,970億円、法人事業税で5,126億円それぞれ減、地方たばこ税で1,179億円の増)を含む。

(参考) 利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

税 目	平成16年度					比 較	
	平成15年 度当初見 込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C)	平成15年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)	
道 府 県 税	116,346	116,599	11	116,610	264	100.2	
市 町 村 税	205,379	206,407	214	206,621	1,242	100.6	
合 計	321,725	323,006	225	323,231	1,506	100.5	

附表 平成16年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額
A 道 府 県 税	
1 道 府 県 民 税 (法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	1
2 事 業 税 (法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	4
3 不 动 产 取 得 税	
新築特例適用住宅用土地に係る減額措置における土地 取得から住宅新築までの期間要件の緩和	△ 2
そ の 他	△ 2
4 自 动 车 取 得 税	
平成17年排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置の創設	△ 1
平成15年排出ガス規制適合車に係る税率の特例措置の廃止	7
低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	27
道 府 県 税 合 計	34
B 市 町 村 税	
1 市 町 村 民 税 (個 人)	
均 等 割 の 見 直 し	189
所得割の非課税限度額の引下げ	1
(法 人)	
国 の 税 制 改 正 に 伴 う も の	2
2 固 定 资 产 税 (純固定資産税)	
国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の拡充 (交 納 付 金)	△ 1
2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の開催に伴い貸付資産 を交付対象から除外等	△ 1
3 事 業 所 税	
非課税等特別措置の整理合理化等	1
市 町 村 税 合 計	191
地 方 税 総 計	
地方税制の改正によるもの	218
国 の 税 制 の 改 正 に よ る も の	7
計	225

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率						
道	普通道	個人 1 均等割 (平成16年度課税見込人員45,899千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成16年度課税標準見込額1,104,066億円) (ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個人 1 均等割 標準税率 年額1,000円 2 所得割 (イ) <table border="1"> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額</td> <td>標準税率</td> </tr> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の3</td> </tr> </table> (課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率	700万円以下の金額	100分の2	700万円を超える金額	100分の3
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率								
700万円以下の金額	100分の2								
700万円を超える金額	100分の3								
府	普通府								
県	普通県								
県	民税								
税	税								

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	道	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 3 配当割 一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の金額 (平成16年度課税標準見込額23,996億円) 4 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額(特定株式等譲渡所得金額) (平成16年度課税標準見込額13,786億円)	・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の1.6 (ハ) 地方税法別表第一に定める額 3 配当割 一定税率 100分の 3 4 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の 3
道	府	法人等 1 均等割 (平成16年度課税見込人員3,021千人)	法人等 1 均等割 標準税率 (イ) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額800,000円 (ロ) 資本等の金額が10億円を超える50億円以下である法人 年額540,000円 (ハ) 資本等の金額が1億円を超える10億円以下である法人 年額130,000円 (ニ) 資本等の金額が1千万円を超える1億円以下である法人 年額50,000円 (ホ) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額20,000円
府	通	2 法人税割 (平成16年度課税標準見込額108,664億円) 利子等に係る分離課税分(利子割) (平成16年度課税標準見込額56,667億円)	2 法人税割 標準税率 制限税率 100分の 5 100分の 6 一定税率 100分の 5
県	事	法 人 所得及び清算所得又は収入金額 1 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業については収入金額 2 その他の事業については所得及び清算所得 (平成16年度所得及び清算所得課税法人の課税標準見込額334,714億円) (注) 平成16年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金1億円超の法人(公益法人等及び特別法人等を除く。)については、付加価値額、資本等の金額並びに所得及び清算所得	標準税率 法 人 1 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 100分の1.3 2 その他の事業を行う法人 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の 5 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の 100分の6.6 〔ただし、大規模な協同組合等についてでは、 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の 5 所得のうち年400万円を超える年10億円以下の金額の 100分の6.6 所得のうち年10億円を超える金額の 100分の7.9〕 その他の法人 所得のうち年400万円以下の金額の 100分の 5 所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の 100分の7.3 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の 100分の9.6
税	税		

税　　日		課　税　標　準　額　等	税　　率
道	普	事業 個人 所得(事業主控除及び事業専従者控除後の所得)(平成16年度課税標準見込額 42,121億円) 事業主控除　年 290万円	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等が1,000万円以上の法人の所得及び清算所得 特別法人 100分の6.6 ただし、大規模な協同組合等については、 所得のうち年10億円以下の金額の 100分の6.6 所得のうち年10億円を超える金額の 100分の7.9 その他の法人 100分の9.6 個人 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうち助産師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 法人　標準税率の1.2倍 個人　標準税率の1.1倍
府	通	地方消費税 1 謹渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 謹渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25
県	不動産取得税	取得した土地又は家屋の価格 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により350万円~1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200m ² 限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に行われた不動産の取得については100分の3
税	道たばこ県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円
	ゴルフ用場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき1,200円
	自動車税	自動車の台数 (平成16年度課税見込台数51,391台)	標準税率 1 乗用車 営業用 総排気量 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超

税目		課 税 標 準 額 等	税	率
道	自		2リットル以下 2リットル超 2.5リットル以下 2.5リットル超 3リットル以下 3リットル超 3.5リットル以下 3.5リットル超 4リットル以下 4リットル超 4.5リットル以下 4.5リットル超 6リットル以下 6リットル超	9,500円 13,800円 15,700円 17,900円 20,500円 23,600円 27,200円 40,700円
府	普	自家用	総排気量 1リットル以下 1リットル超 1.5リットル以下 1.5リットル超 2リットル以下 2リットル超 2.5リットル以下 2.5リットル超 3リットル以下 3リットル超 3.5リットル以下 3.5リットル超 4リットル以下 4リットル超 4.5リットル以下 4.5リットル超 6リットル以下 6リットル超	税額(年額) 29,500円 34,500円 39,500円 45,000円 51,000円 58,000円 66,500円 76,500円 88,000円 111,000円
県	通	動	2 トラック(三輪の小型自動車を除く。)	
		車	營業用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	
		税	最大積載量 1トン以下 1トン超 2トン以下 2トン超 3トン以下 3トン超 4トン以下 4トン超 5トン以下 5トン超 6トン以下 6トン超 7トン以下 7トン超 8トン以下 8トン超	税額(年額) 6,500円 9,000円 12,000円 15,000円 18,500円 22,000円 25,500円 29,500円 29,500円
		税	に 8トンを超える部分 1トンまで ごとに4,700円を加算した額	
		自家用(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)	最大積載量 1トン以下 1トン超 2トン以下 2トン超 3トン以下 3トン超 4トン以下 4トン超 5トン以下 5トン超 6トン以下 6トン超 7トン以下 7トン超 8トン以下 8トン超	税額(年額) 8,000円 11,500円 16,000円 20,500円 25,500円 30,000円 35,000円 40,500円 40,500円
			に 8トンを超える部分 1トンまで ごとに6,300円を加算した額	

税　　目		課　税　標　準　額　等	税　　率																																																																										
道	府	自 動 車 税 税	<p>けん引自動車 営業用</p> <table> <tr><td>小型自動車</td><td>年額 7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額15,100円</td></tr> </table> <p>自家用</p> <table> <tr><td>小型自動車</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車</td><td>年額20,600円</td></tr> </table> <p>被けん引自動車 営業用</p> <table> <tr><td>小型自動車</td><td>年額3,900円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>年額7,500円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td></td></tr> </table> <p>7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額(年額)</p> <p>自家用</p> <table> <tr><td>小型自動車</td><td>年額5,300円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン以下のもの</td><td>年額10,200円</td></tr> <tr><td>普通自動車で 8 トン超のもの</td><td></td></tr> </table> <p>10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額(年額)</p> <p>※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。</p> <p>営業用</p> <table> <tr><td>総排気量</td><td>加算額</td></tr> <tr><td>1 リットル以下</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5 リットル以下</td><td>4,700円</td></tr> <tr><td>1.5 リットル超</td><td>6,300円</td></tr> </table> <p>自家用</p> <table> <tr><td>総排気量</td><td>加算額</td></tr> <tr><td>1 リットル以下</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1 リットル超</td><td></td></tr> <tr><td>1.5 リットル以下</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>1.5 リットル超</td><td>8,000円</td></tr> </table> <p>3 バス(三輪の小型自動車を除く。)</p> <p>営業用</p> <table> <tr><td>一般乗合用</td><td></td></tr> <tr><td>乗車定員</td><td>税額(年額)</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>17,500円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>22,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>25,500円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>29,000円</td></tr> </table> <p>一般乗合用以外</p> <table> <tr><td>乗車定員</td><td>税額(年額)</td></tr> <tr><td>30人以下</td><td>26,500円</td></tr> <tr><td>30人超40人以下</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>40人超50人以下</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>50人超60人以下</td><td>44,000円</td></tr> <tr><td>60人超70人以下</td><td>50,500円</td></tr> <tr><td>70人超80人以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>80人超</td><td>64,000円</td></tr> </table>	小型自動車	年額 7,500円	普通自動車	年額15,100円	小型自動車	年額10,200円	普通自動車	年額20,600円	小型自動車	年額3,900円	普通自動車で 8 トン以下のもの	年額7,500円	普通自動車で 8 トン超のもの		小型自動車	年額5,300円	普通自動車で 8 トン以下のもの	年額10,200円	普通自動車で 8 トン超のもの		総排気量	加算額	1 リットル以下	3,700円	1 リットル超		1.5 リットル以下	4,700円	1.5 リットル超	6,300円	総排気量	加算額	1 リットル以下	5,200円	1 リットル超		1.5 リットル以下	6,300円	1.5 リットル超	8,000円	一般乗合用		乗車定員	税額(年額)	30人以下	12,000円	30人超40人以下	14,500円	40人超50人以下	17,500円	50人超60人以下	20,000円	60人超70人以下	22,500円	70人超80人以下	25,500円	80人超	29,000円	乗車定員	税額(年額)	30人以下	26,500円	30人超40人以下	32,000円	40人超50人以下	38,000円	50人超60人以下	44,000円	60人超70人以下	50,500円	70人超80人以下	57,000円	80人超	64,000円
小型自動車	年額 7,500円																																																																												
普通自動車	年額15,100円																																																																												
小型自動車	年額10,200円																																																																												
普通自動車	年額20,600円																																																																												
小型自動車	年額3,900円																																																																												
普通自動車で 8 トン以下のもの	年額7,500円																																																																												
普通自動車で 8 トン超のもの																																																																													
小型自動車	年額5,300円																																																																												
普通自動車で 8 トン以下のもの	年額10,200円																																																																												
普通自動車で 8 トン超のもの																																																																													
総排気量	加算額																																																																												
1 リットル以下	3,700円																																																																												
1 リットル超																																																																													
1.5 リットル以下	4,700円																																																																												
1.5 リットル超	6,300円																																																																												
総排気量	加算額																																																																												
1 リットル以下	5,200円																																																																												
1 リットル超																																																																													
1.5 リットル以下	6,300円																																																																												
1.5 リットル超	8,000円																																																																												
一般乗合用																																																																													
乗車定員	税額(年額)																																																																												
30人以下	12,000円																																																																												
30人超40人以下	14,500円																																																																												
40人超50人以下	17,500円																																																																												
50人超60人以下	20,000円																																																																												
60人超70人以下	22,500円																																																																												
70人超80人以下	25,500円																																																																												
80人超	29,000円																																																																												
乗車定員	税額(年額)																																																																												
30人以下	26,500円																																																																												
30人超40人以下	32,000円																																																																												
40人超50人以下	38,000円																																																																												
50人超60人以下	44,000円																																																																												
60人超70人以下	50,500円																																																																												
70人超80人以下	57,000円																																																																												
80人超	64,000円																																																																												

税目		課 税 標 準 額 等	税率
道 府 県 税 目	普 通 鉱 区 固 定 資 産 税 自 動 車 税 鉱 区 税 固 定 資 産 税 自 動 車 税 軽 引 取 油 税 狩 猟 税	<p>自家用</p> <p>乗車定員</p> <p>30人以下 33,000円</p> <p>30人超40人以下 41,000円</p> <p>40人超50人以下 49,000円</p> <p>50人超60人以下 57,000円</p> <p>60人超70人以下 65,500円</p> <p>70人超80人以下 74,000円</p> <p>80人超 83,000円</p> <p>4 三輪の小型自動車</p> <p>営業用 年額4,500円</p> <p>自家用 年額6,000円</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍</p> <p>鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積</p> <p>一定税率</p> <p>1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。</p> <p>2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円</p> <p>大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額</p> <p>標準税率 100分の1.4</p> <p>自動車の取得価額 (平成16年度課税見込台数6,422千台)</p> <p>一定税率 営業用自動車及び軽自動車 100分の3 上記以外の自動車 100分の5</p> <p>引取りに係る軽油の数量 (平成16年度課税標準見込量33,327千キロリットル)</p> <p>一定税率 1 千口リットルにつき 32,100円</p> <p>狩猟者の登録 (平成16年度課税見込件数180千件)</p> <p>一定税率 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円 2 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税所得割額の納付を要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ただし、放鳥獵猟区のみに係る狩猟者の登録については、上記の4分の1の税率とする。</p>	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率								
市	市	個人 1 均等割 (平成16年度課税見込人員45,899千人) 2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、損害保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、老年者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (平成16年度課税標準見込額1,104,063億円)	個人 1 均等割 標準税率 年額 3,000円 2 所得割 (イ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額</td> <td style="width: 50%;">標準税率</td> </tr> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>100分の3</td> </tr> <tr> <td>200万円を超える金額</td> <td>" 8</td> </tr> <tr> <td>700万円 "</td> <td>" 10</td> </tr> </table> <p>(課税山林所得金額については、上記によって求めた税額を5倍する。)</p>	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率	200万円以下の金額	100分の3	200万円を超える金額	" 8	700万円 "	" 10
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の5分の1の額	標準税率										
200万円以下の金額	100分の3										
200万円を超える金額	" 8										
700万円 "	" 10										
市	町	(ロ) 土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・課税長期譲渡所得金額 100分の4 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 4,000万円以下である場合 100分の3.4 4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の100分の4に相当する金額との合計額 长期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の2.7 6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3.4に相当する金額との合計額 ・課税短期譲渡所得金額 100分の9又は(イ)により計算した税額の110%に相当する金額のいづれか多い金額								
町	村		ただし、 国又は地方公共団体等に対する上地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の4又は(イ)により計算した税額に相当する金額のいづれか多い金額								
村	通		・株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額 100分の4 ただし、 上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の場合 100分の2								
税	民										
税	税										
税	注										

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額 法人等 1 均等割 (平成16年度課税見込人員3,573千人)	・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3.4 (ハ) 地方税法別表第二に定める額 法人等 1 均等割 標準税率
町	通		(イ) 資本等の金額 が50億円を超 え、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人を超える法人 (ロ) 資本等の金額 が10億円を超 え50億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 (ハ) 資本等の金額 が10億円を超 え、かつ、市町 村内の事務所等 の従業者数が50 人以下である法 人 (二) 資本等の金額 が1億円を超 え10億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 (ホ) 資本等の金額 が1億円を超 え10億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 (ヘ) 資本等の金額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人を超える 法人 (ト) 資本等の金額 が1千万円を超 え1億円以下で あって、かつ、 市町村内の事務 所等の従業者数 が50人以下であ る法人 (チ) 資本等の金額 が1千万円以下 であって、か つ、市町村内の 事務所等の従業 者数が50人を超 える法人
村	民		年額 3,000,000円 年額 1,750,000円 年額 410,000円 年額 400,000円 年額 160,000円 年額 150,000円 年額 130,000円 年額 120,000円
税	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
	市町村民税	2 法人税割 (平成16年度課税標準見込額116,829億円)	(1) 上記に掲げる 法人以外の法人 等 年額 50,000円 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 制限税率 100分の12.3 100分の14.7
市	普	1 土 地 賦課期日における価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、価格に税率を乗じて求める税額が、宅地等においては、①住宅用地の税額が、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)の区分(0.8以上、0.4以上0.8未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(平成15年度(平成16年度、平成17年度)分の課税標準となるべき価格を平成12年度(平成13年度、平成14年度)分の課税標準の基礎となった価格で除して得た数値を1から減じて得た数値(以下「価格下落率」という。)が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上的一般住宅用地又は0.55以上の小規模住宅用地は負担調整率を1として乗じて得た額)によって、②商業地等の税額が、負担水準の区分(0.6以上、0.4以上0.6未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.45以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額であり、負担水準が0.7を超えるものについては、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額)によって、それぞれ算定した調整税額を超える場合には、その宅地等の税額は、調整税額によるものとする。 また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、その農地の税額は、調整税額によるものとする。	標準税率 100分の1.4
町	通		
村	資		
	産		
	税		
	税		

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	<p>固定資産税</p> <p>三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の1の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、一般住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。</p> <p>2 家屋 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの)</p> <p>3 債却資産 (イ) 賦課期日における価格(特定のものについては一定の特例率を乗じたもの) (ロ) 大規模の債却資産 (地方税法第349条の4及び第349条の5に規定する金額) (平成16年度課税標準見込額6,393,191億円)</p>	
町		<p>交納付金</p> <p>国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの)</p> <p>納付金 総務大臣が配分し、通知した固定資産の2分の1</p>	一定率 100分の1.4
村	通	<p>軽自動車税</p> <p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数 (平成16年度課税標準見込台数36,053台)</p>	<p>標準税率</p> <p>1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。) 年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの 年額2,500円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額2,400円 (ロ) 三輪のもの 年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額5,500円 自家用 年額7,200円 貨物用 営業用 年額3,000円 自家用 年額4,000円</p> <p>3 二輪の小型自動車 年額4,000円</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市 普 通 税	市た 町た 村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの合計本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧三級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円
	鉱 產 稅	鉱物の価格	標準税率 100分の1 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉱物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉱物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特保 別有 上 地稅	※平成15年度以降当分の間課税停止	※平成15年度以降当分の間課税停止
町 目 的 税	入税 湯	入湯日数	標準税率 1人1日につき150円
	事 業 所 稅	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
	都 市 計 画 稅	1 上 地 固定資産税の課税標準となるべき価格(住宅用地等特定のものについては、住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例を適用したもの。以下同じ。) ただし、価格に税率を乗じて求める税額が、宅地等においては、1住宅用地の税額が、前年度課税標準額を当該年度分の課税標準となるべき価格で除して得た数値(以下「負担水準」という。)の区分(0.8以上、0.4以上0.8未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(平成15年度(平成16年度、平成17年度)分の課税標準となるべき価格を平成12年度(平成13年度、平成14年度)分の課税標準の基礎となった価格で除して得た数値を1から減じて得た数値(以下「価格下落率」という。)が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上の一般住宅用地又は0.55以上の小規模住宅用地は負担調整率を1として乗じて得た額)によって、2.商業地等の税額が、負担水準の区分(0.6以上、0.4以上0.6未満、0.3以上0.4未満、0.2以上0.3未満、0.1以上0.2未満、0.1未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1、1.025、1.05、1.075、1.1又は1.15の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.45以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額であり、負担水準が0.7を超えるものについては、当該年度分の課税標準となるべき価格に100分の70を乗じて得た額)によって、それぞれ算定した調整税額を超える場合には、その宅地等の税額は、調整税額によるものとする。	制限税率 100分の0.3

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	都	また、農地(市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該農地の税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額によって算定した調整税額を超える場合には、その農地の税額は、調整税額によるものとする。	
町	市	市街化区域農地(三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を除く。以下同じ。)については、当該市街化区域農地の価格の3分の2の額に税率を乗じて求める税額が、負担水準の区分(0.9以上、0.8以上0.9未満、0.7以上0.8未満、0.7未満)に応じて、前年度分の課税標準額に1.025、1.05、1.075、1.1の負担調整率を乗じて得た額(価格下落率が0.15以上であり、かつ、当該年度の負担水準が0.5以上のものは負担調整率を1として乗じて得た額)によって算定した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。	
村	計	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地については、価格の3分の2の額(一定の市街化区域農地については一定の調整率を乗じて得た額)に税率を乗じて求める税額が、一般住宅用地と同様の措置により算定(一定の市街化区域農地については一定の調整率を勘案して算定)した調整税額を超える場合には、その市街化区域農地の税額は、調整税額によるものとする。	
	的	2 家 屋 固定資産税の課税標準となるべき価格(特定のものについては一定の率を乗じたもの)	
税	税	水地 益 利税	土地又は家屋の価格又は面積 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	税	共施 設 同税	条例で定める。 受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
	税	宅開 發 地税	宅地の面積 条例で定める。

(注) 個人住民税については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は1兆1,452億円であり、前年度に比し、4,513億円(65.0%)増加している。

このうち、所得譲与税は、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、全ての都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対して、人口により譲与するものである。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区分	平成15年度 当初見込額	平成16年度			比較	
		現行法による収入見込額	制度改正による増減収見込額	改正法による収入見込額	平成15年度 当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)	(C)		
1 所得譲与税	—	—	4,249	4,249	4,249	皆増
2 地方道路譲与税	3,013	3,041	—	3,041	28	100.9
3 石油ガス譲与税	140	140	—	140	0	100.0
4 航空機燃料譲与税	161	164	—	164	3	101.9
5 自動車重量譲与税	3,523	3,746	—	3,746	223	106.3
6 特別とん譲与税	102	112	—	112	10	109.8
合 計	6,939	7,203	4,249	11,452	4,513	165.0

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は1兆1,048億円であり、前年度に比し、986億円(9.8%)増加している。

(1) 減税補てん特例交付金

減税補てん特例交付金(第1種交付金から名称を変更したもの。)は、恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として全ての都道府県及び市町村(特別区を含む。)に減収見込額を基礎として交付するものであり、その総額は、恒久的な減税に伴う各年度の減収見込額の総額の4分の3から、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収額及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てん額を控除した額としている。

(2) 税源移譲予定特例交付金

税源移譲予定特例交付金は、平成16年度において義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分について暫定的に一般財源化されたことに伴う暫定措置として全ての都道府県に人口を基準として交付するものであり(財政力指数が1.0を超える都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘案して、人口について補正を行う。)、その総額は、税源移譲までの各年度における各都道府県の義務教育教職員の退職手当等の支給に要する経費に、現行の義務教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額としている。

4 地方交付税

地方交付税の総額は16兆8,861億円であり、前年度に比し、1兆1,832億円(6.5%)減少している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区分	平成16年度 (A)	平成15年度				増減額 対前年度 当初 (A)-(B)	対前年度 最終 (A)-(C)
		当初 (B)	補正	最終 (C)			
所得税(a)	13,778,000	13,810,000	—	13,810,000	△	32,000	△ 32,000
酒税(b)	1,588,000	1,733,000	—	1,733,000	△	145,000	△ 145,000
小計(a)+(b) (c)	15,366,000	15,543,000	—	15,543,000	△	177,000	△ 177,000
法人税(d)	9,407,000	9,114,000	—	9,114,000		293,000	293,000
消費税(e)	9,563,000	9,489,000	—	9,489,000		74,000	74,000
たばこ税(f)	898,000	917,000	—	917,000	△	19,000	△ 19,000
地方交付税(g)	15,388,650	16,392,632	—	16,392,632	△	1,003,982	△ 1,003,982
(1) (c)×32%	4,917,120	4,973,760	—	4,973,760	△	56,640	△ 56,640
(2) (d)×35.8%	3,367,706	3,262,812	—	3,262,812		104,894	104,894
(3) (e)×29.5%	2,821,085	2,799,255	—	2,799,255		21,830	21,830
(4) (f)×25%	224,500	229,250	—	229,250	△	4,750	△ 4,750
(5) 精算分	△ 174,361	△ 650,945	— △	650,945		476,584	476,584
地方交付税法附則第4条の2第2項、第3項及び第4項に基づく加算額	(6)	220,400	210,400	—	210,400	10,000	10,000
地方交付税法附則第4条の2第8項に基づく加算額	(7)	124,600	3,700	—	3,700	120,900	120,900
国庫補助負担金見直しに係る国負担借入金利子負担額	(8)	—	400	—	400 △	400 △	400
配当所得課税関係特例加算額	(9)	—	22,400	—	22,400 △	22,400 △	22,400
臨時財政対策特例加算額	(10)	3,887,600	5,541,600	—	5,541,600 △	1,654,000 △	1,654,000
返還金(h)	61	10	—	10		51	51
特別会計借入金(i)	1,775,497	1,951,528	—	1,951,528	△	176,031	△ 176,031
特別会計借入金償還(j)	△ 79,875	△ 79,875	— △	79,875		0	0
借入金等利子充当分(k)	△ 638,200	△ 615,000	— △	615,000 △		23,200 △	23,200
剰余金の活用(l)	440,000	420,000	—	420,000		20,000	20,000
合計(g)～(l)	16,886,133	18,069,295	—	18,069,295	△	1,183,163	△ 1,183,163

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(注) 平成15年度に行われた国庫補助負担金の見直しに係る国負担借入金利子負担額については、平成15年度は上記(8)として掲げているが、平成16年度から地方交付税法附則第4条の2第4項に基づく加算額として上記(6)に含めている。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、12兆1,238億円であり、前年度に比し、1,362億円(1.1%)減少している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)
1 普通補助負担金等	7,340,733	7,419,825	△ 79,092
(1) 義務教育職員給与費負担金	2,512,846	2,785,291	△ 272,445
(2) その他普通補助負担金等	4,827,887	4,634,534	193,353
(ア) 生活保護費負担金	1,746,623	1,519,350	227,273
(イ) 児童保護費等負担金	701,356	831,206	△ 129,850
(ウ) 老人保護費負担金	56,728	72,957	△ 16,229
(エ) 児童扶養手当給付費負担金	301,317	255,797	45,520
(オ) 在宅福祉事業費補助金	114,307	111,832	2,475
(カ) その他の補助負担金等	1,907,556	1,843,392	64,164
	(230,204)	(—)	(230,204)
2 公共事業費補助負担金	3,799,216	3,840,246	△ 41,030
(1) 普通建設事業費補助負担金	3,757,845	3,798,085	△ 40,240
(2) 災害復旧事業費補助負担金	41,371	42,161	△ 790
3 失業対策事業費負担金	5,861	6,225	△ 364
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,750	23,950	800
5 施設等所在市町村調整交付金	6,400	6,200	200
6 交通安全対策特別交付金	78,960	82,170	△ 3,210
7 電源立地地域対策等交付金	137,027	154,910	△ 17,883
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	13,500	13,000	500
9 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	3,608	3,608	0
10 石油貯蔵施設立地対策等交付金	6,496	6,571	△ 75
11 地方道路整備臨時交付金	707,200	703,300	3,900
合計	12,123,751	12,260,005	△ 136,254

(注) 1 義務教育職員給与費負担金には、養護学校職員給与費負担金を含む。

2 ()書は、平成13年度補正(第2号)において「改革推進公共投資」特別措置として、公共の建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額(以下「改革推進公共投資事業償還時補助分」という。)であって内書である。

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は14兆1,448億円であり、前年度に比し、9,270億円(6.2%)減少している。

地方債の事業内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

(単位 億円)

区分	分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)
一	一般会計債	89,026	82,565	6,461
1	一般公共事業	21,066	22,346	△ 1,280
2	公営住宅建設事業	2,286	2,509	△ 223
3	災害復旧事業	285	303	△ 18
4	義務教育施設整備事業	2,112	2,237	△ 125
5	社会福祉施設整備事業	520	565	△ 45
6	一般廃棄物処理事業	3,667	4,505	△ 838
7	一般単独事業	54,987	45,775	9,212
(1)	一般事業	13,420	14,828	△ 1,408
(2)	地域活性化事業	5,317	4,317	1,000
(3)	合併特例事業	5,500	2,000	3,500
(4)	防災対策事業	1,595	1,095	500
(5)	自然災害防止事業	636	670	△ 34
(6)	臨時地方道整備事業	12,790	13,537	△ 747
(7)	臨時河川等整備事業	882	1,191	△ 309
(8)	臨時高等学校整備事業	793	860	△ 67
(9)	地域総合整備資金貸付事業	600	600	0
(10)	旧地域総合整備事業(継続事業分)	5,454	6,677	△ 1,223
(11)	地域再生事業	8,000	—	8,000
8	辺地及び過疎対策事業	3,154	3,368	△ 214
(1)	辺地対策事業	554	593	△ 39
(2)	過疎対策事業	2,600	2,775	△ 175
9	首都圏等整備事業	249	257	△ 8
10	公共用地先行取得等事業	700	700	0
二	公営企業債	2,120	2,101	19
1	水道事業	691	706	△ 15
2	工業用管道事業	18	17	1
3	都市高速鉄道事業	1,342	1,327	15
4	一般交通事業	63	45	18
5	病院事業	5	5	0
6	駐車場整備事業	1	1	0
三	特別転貸債	378	412	△ 34
四	減税補てん債	8,019	6,944	1,075
五	臨時財政対策債	41,905	58,696	△ 16,791
	合計	141,448	150,718	△ 9,270

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画中「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

平成16年度の地方債計画は、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの地域の特性を活かした魅力あふれる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化、地域資源の有効活用等による地域再生、災害等に強く安全な地域づくり等の当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 平成16年度地方債計画

区分		平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)	(単位 億円)
一般会計債					
1 一般公共事業		21,066	22,346	△ 1,280	
2 公営住宅建設事業		2,286	2,509	△ 223	
3 災害復旧事業		285	303	△ 18	
4 義務教育施設整備事業		2,112	2,237	△ 125	
5 社会福祉施設整備事業		520	565	△ 45	
6 一般廃棄物処理事業		3,667	4,505	△ 838	
7 一般単独事業		54,987	45,775	△ 9,212	
1 一般事業		13,420	14,828	△ 1,408	
2 地域活性化事業		5,317	4,317	△ 1,000	
3 合併特例事業		5,500	2,000	△ 3,500	
4 防災対策事業		1,595	1,095	△ 500	
5 自然災害防止事業		636	670	△ 34	
6 臨時地方道整備事業		12,790	13,537	△ 747	
7 臨時河川等整備事業		882	1,191	△ 309	
8 臨時高等学校整備事業		793	860	△ 67	
9 地域総合整備資金貸付事業		600	600	△ 0	
10 旧地域総合整備事業(継続事業分)		5,454	6,677	△ 1,223	
11 地域再生事業		8,000	—	8,000	
8 辺地及び過疎対策事業		3,525	3,750	△ 225	
1 辺地対策事業		580	620	△ 40	
2 過疎対策事業		2,945	3,130	△ 185	
9 首都圏等整備事業		249	257	△ 8	
10 公共用地先行取得等事業		700	700	△ 0	
計		89,397	82,947	△ 6,450	
公営企業債					
1 水道事業		5,733	6,013	△ 280	
2 工業用水道事業		296	259	△ 37	
3 都市高速鉄道事業		3,738	3,592	△ 146	
1 一般分		3,380	3,213	△ 167	
2 特別分		358	379	△ 21	
4 一般交通事業		283	191	△ 92	
5 電気事業・ガス事業		103	129	△ 26	
6 港湾整備事業		604	734	△ 130	
7 病院事業		3,656	3,731	△ 75	

区分	分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)
8	介護サービス施設整備事業	213	190	23
9	市場事業・と畜場事業	198	244	△ 46
10	地域開発事業	3,667	3,716	△ 49
11	下水道事業	15,298	16,046	△ 748
(1)	一般分	15,262	15,976	△ 714
(2)	特別分	36	70	△ 34
12	有料道路事業・駐車場整備事業	29	61	△ 32
13	観光その他事業	226	240	△ 14
14	公有林整備事業・草地開発事業	(219)	(229)	(△ 10)
	計	34,044	35,146	△ 1,102
	合計	123,441	118,093	5,348
三	公営企業借換債	1,100	700	400
四	特別転貸債	378	412	△ 34
五	減税補てん債	8,019	6,944	1,075
六	臨時財政対策債	41,905	58,696	△ 16,791
	総計	(219)	(229)	(△ 10)
		174,843	184,845	△ 10,002
内訳	{ 普通会計分	141,448	150,718	△ 9,270
	{ 公営企業会計等分	33,395	34,127	△ 732
(資金区分)				
	政府資金	56,000	76,900	△ 20,900
	財政融資資金	37,000	50,700	△ 13,700
	郵政公社資金	19,000	26,200	△ 7,200
	[郵便貯金資金] [簡易生命保険資金]	[7,000] [12,000]	[10,000] [16,200]	[△ 3,000] [△ 4,200]
	公営公庫資金	16,140	17,800	△ 1,660
	民間等資金	102,703	90,145	12,558
	市場公募	31,600	24,000	7,600
	銀行等引受	71,103	66,145	4,958

(備考) 1 上水道事業及び簡易水道事業は、水道事業に統合している。

2 公有林整備事業・草地開発事業の()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて融資するものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、34億円の増加を見込み、1兆6,420億円を計上している。

8 雜 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、13億円の減少を見込み、5兆2,971億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳

(一) 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は84兆6,669億円であり、前年度に比し、1兆5,438億円減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第10表のとおりであり、歳出の構成比は第11表のとおりである。

第9表 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

(単位 億円)

区	分	平成16年度 (A)	平成15年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	229,990	234,383	△ 4,393	△ 1.9
1	給与費	229,382	233,696	△ 4,314	△ 1.8
(ア)	義務教育教職員	66,607	67,311	△ 704	△ 1.0
(イ)	警察関係職員	27,149	27,254	△ 105	△ 0.4
(ウ)	消防職員	13,094	13,152	△ 58	△ 0.4
(エ)	一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	122,532	125,979	△ 3,447	△ 2.7
2	恩給費	608	687	△ 79	△ 11.5
II	一般行政経費	218,833	210,263	△ 8,570	△ 4.1
1	国庫補助負担金等を伴うもの	101,183	98,414	△ 2,769	△ 2.8
(ア)	生活保護費	23,283	20,239	△ 3,044	△ 15.0
(イ)	児童保護費	14,061	16,656	△ 2,595	△ 15.6
(ウ)	老人保護費	1,135	1,627	△ 492	△ 30.2
(エ)	老人医療給付費	12,813	11,407	△ 1,406	△ 12.3
(オ)	介護給付費	13,629	12,011	△ 1,618	△ 13.5
(カ)	児童扶養手当給付費	4,018	3,411	△ 607	△ 17.8
(キ)	在宅福祉事業費	2,342	2,276	△ 66	△ 2.9
(ク)	その他の一般行政経費	29,902	30,787	△ 885	△ 2.9
2	国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)	111,475	111,849	△ 374	△ 0.3
3	国庫補助負担金を伴わないもの(平成16年度一般財源化分)	6,175	—	6,175	△ 皆増
III	公債費	136,779	137,673	△ 894	△ 0.6
IV	維持補修費	9,987	10,068	△ 81	△ 0.8
V	投資的経費	213,283	232,868	△ 19,585	△ 8.4
1	直轄事業負担金	11,473	11,808	△ 335	△ 2.8
2	公共事業費	66,995	72,138	△ 5,143	△ 7.1
(ア)	普通建設事業費	66,419	71,552	△ 5,133	△ 7.2
(イ)	災害復旧事業費	576	586	△ 10	△ 1.7
3	失業対策事業費	115	122	△ 7	△ 5.7
	(直轄、補助事業計)	78,583	84,068	△ 5,485	△ 6.5
4	一般事業費	80,061	96,171	△ 16,110	△ 16.8
(ア)	普通建設事業費	79,082	95,138	△ 16,056	△ 16.9
(イ)	災害復旧事業費	979	1,033	△ 54	△ 5.2

区分	分	平成 16 年度 (A)	平成 15 年度 (B)	増減額 (A)-(B)	増減率 (%)
5 特別事業費		54,639	52,629	2,010	3.8
(ア) 過疎対策事業費		8,605	9,193	△ 588	△ 6.4
(イ) 地域活性化事業費		6,900	5,600	1,300	23.2
(ウ) 合併特例事業費		6,000	2,200	3,800	172.7
(エ) 防災対策事業費		1,900	1,300	600	46.2
(オ) 旧地域総合整備事業費 (継続事業分)		7,000	8,500	△ 1,500	△ 17.6
(カ) 特別単独事業費		15,598	17,347	△ 1,749	△ 10.1
(キ) 地域再生事業費		8,000	—	8,000	皆増
(ク) 自然災害防止事業費		636	670	△ 34	△ 5.1
(地方単独事業計)		134,700	148,800	△ 14,100	△ 9.5
VI 公営企業繰出金		30,797	32,052	△ 1,255	△ 3.9
1 収益勘定繰出金		15,974	16,826	△ 852	△ 5.1
2 資本勘定繰出金		14,823	15,226	△ 403	△ 2.6
VII 地方交付税の不交付団体 における平均水準を超える 必要経費		7,000	4,800	2,200	45.8
歳出合計		846,669	862,107	△ 15,438	△ 1.8

(注) 平成 15 年度の特別事業費の合計額には、過密過疎対策事業費のうち過密対策の額及び広域市町村圏等振興整備事業費の額を含む。

第 10 表 歳出の増減事由

(単位 億円)

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 4,393	△ 1,659	(エ) 老人医療給付費	1,406	1,409
1 給与費	△ 4,314	△ 1,580	(オ) 介護給付費	1,618	1,618
(ア) 給与改定による増減	△ 4,891	△ 4,203	(カ) 児童扶養手当給付費	607	152
(イ) 昇給等による増減	664	347	(キ) 在宅福祉事業費	66	41
(ウ) 職員数による増減	△ 1,051	△ 1,052	(ク) その他の一般行政経費	△ 885	△ 1,589
(a) 定員合理化	△ 835	△ 835	2 国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)	△ 374	△ 374
(b) その他	△ 216	△ 217	(ア) 一般行政経費	△ 374	△ 374
(エ) 特別職の給与等の改定による増減	△ 159	△ 159	(イ) 追加財政需要	0	0
(オ) その他の	1,123	3,487	3 国庫補助負担金を伴わないもの(平成 16 年度一般財源化分)	6,175	6,175
(a) 共済組合負担金の改定による増減	592	592	IV 公債費	△ 894	△ 893
(b) 平成 16 年度義務教育費国庫負担金等の一般財源化による増(退職手当分)	0	2,272	IV 維持修繕費	△ 81	△ 81
(c) その他の	531	623	V 投資的経費	△ 19,585	△ 16,869
2 恩給費	△ 79	△ 79	1 直轄事業負担金	△ 335	△ 335
II 一般行政経費	8,570	6,577	(ア) 治山治水	△ 84	△ 84
1 国庫補助負担金等を伴うもの	2,769	776	(イ) 道路整備	△ 56	△ 56
(ア) 生活保護費	3,044	771	(ウ) 農業農村整備	16	16
(イ) 児童保護費	△ 2,595	△ 1,296	(エ) その他の	△ 211	△ 211
(ウ) 老人保護費	△ 492	△ 330	2 公共事業費	△ 5,143	△ 2,431
			(ア) 普通建設事業費	△ 5,133	△ 2,429

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
(a) 治山治水	△ 982	△ 525	(b) 少子・高齢化対策事業費	0	0
(b) 道路整備	△ 1,673	△ 796	(c) 地域資源活用促進事業費	500	500
(c) 港湾空港鉄道等	△ 199	△ 62	(d) 都市再生事業費	500	500
(d) 住宅都市環境	△ 3	181	(e) 地域情報通信基盤整備事業費	300	300
(e) 生活環境施設整備	△ 1,261	△ 764	(f) 合併特例事業費	3,800	3,800
(f) 農業農村整備	△ 653	△ 279	(g) 防災対策事業費	600	600
(g) 森林水産基盤	△ 285	△ 130	(h) 旧地域総合整備事業費(継続事業分)	△ 1,500	△ 1,500
(h) 調整費等	214	97	(i) 特別単独事業費	△ 1,749	△ 1,749
(i) 国庫負担かさ上げ	0	30	(j) 地域再生事業費	8,000	8,000
(j) その他の	△ 291	△ 181	(k) 自然災害防止事業費	△ 34	△ 34
(l) 災害復旧事業費	△ 10	△ 2	(l) (地方単独事業計)	△ 14,100	△ 14,100
3 失業対策事業費 (直轄、補助事業計)	△ 7	△ 3	VI 公営企業繰出金	△ 1,255	△ 1,255
4 一般事業費	△ 16,110	△ 16,110	1 収益勘定繰出金	△ 852	△ 852
(ア) 普通建設事業費	△ 16,056	△ 16,056	2 資本勘定繰出金	△ 403	△ 403
(イ) 災害復旧事業費	△ 54	△ 54	VII 地方交付税の不交付 団体における平均水準を超える必要経費	2,200	2,200
5 特別事業費	2,010	2,010	歳出増減額の合計	△ 15,438	△ 11,980
(ア) 過疎対策事業費	△ 588	△ 588			
(イ) 地域活性化事業費	1,300	1,300			
(a) 循環型社会形成事業費	0	0			

(注) 特別事業費の合計額の増減については、平成15年度の特別事業費の額に過密過疎対策事業費のうち過密対策の額及び広域市町村圏等振興整備事業費の額を含めた場合の額を計上している。

第11表 岁出の構成比

(単位 億円)

区分	分	平成16年度		平成15年度	
		計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費		229,990	27.2	234,383	27.2
2 一般行政経費		218,833	25.8	210,263	24.4
3 公債費		136,779	16.2	137,673	16.0
4 維持補修費		9,987	1.2	10,068	1.2
5 投資的経費		213,283	25.2	232,868	27.0
6 公営企業繰出金		30,797	3.6	32,052	3.7
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費		7,000	0.8	4,800	0.5
歳出合計		846,669	100.0	862,107	100.0

(二) 歳出の概要

1 納入額

納入額の総額は 22 兆 9,990 億円であり、前年度に比し、4,393 億円(1.9%)減少している。

地方財政計画上の地方公務員数のうち、一般職員(義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員を除く職員。)については、国家公務員の定員削減の方針に準じ、10,369 人(警察事務職員 268 人、その他一般職員 10,101 人)を縮減するとともに、保健師の増員、施設増に伴う所要の増員等を行い、これに義務教育教職員、警察官、消防職員、非義務制学校の教員の増減員を加えた地方財政計画全体の職員数は、10,980 人の減員を見込んでいる。職員数の増減状況は第 12 表のとおりである。

(1) 納入額

納入額の総額は 22 兆 9,382 億円であり、前年度に比し、4,314 億円(1.8%)減少している。

納入額の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の納入額

義務教育教職員の納入額は、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、6 兆 6,607 億円となり、前年度に比し、704 億円減少している。義務教育教職員数については、第 7 次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増 5,380 人(平成 13 年度から平成 17 年度までの間の教職員定数の改善予定総数は 26,900 人)を見込む一方、児童生徒数の減少に伴う自然減 4,400 人及び研修方法の見直しに伴う合理化による減 980 人等を見込み、全体としては 79 人の増を見込んでいる。

イ 警察関係職員の納入額

警察関係職員(警察官及び警察事務職員)の納入額は 2 兆 7,149 億円であり、前年度に比し、105 億円減少している。警察関係職員数については、警察官について 3,150 人の増を見込むとともに、警察事務職員について定員削減に伴う 268 人の減を見込んでいる。

ウ 消防職員の納入額

消防職員の納入額は 1 兆 3,094 億円であり、前年度に比し、58 億円減少している。消防職員数については、前年度と同数を見込んでいる。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の納入額

エからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の納入額は 12 兆 2,532 億円であり、前年度に比し、3,447 億円減少している。

一般職員(警察事務職員及び高等学校(特殊教育諸学校高等部を含む。)事務職員等を除く。)については、社会福祉施設、社会教育施設等の増加及び保健師の増員に伴い 580 人の増を見込む一方、民間委託の一層の推進等に伴う 1,692 人の減及び定員削減による一般職員 10,101 人の減を見込んでいる。また、非義務制学校の教職員については、第 6 次公立高等学校教職員配置改善計画に伴う増 1,401 人(平成 13 年度から平成 17 年度までの間の教職員定数の改善予定総数は 7,008 人)を見込む一方、生徒数の減少に伴う高校教職員の自然減 4,058 人等を見込み、全体としては 2,728 人の減を見込んでいる。

(2) 恩 給 費

恩給費の総額は608億円であり、前年度に比し、79億円(11.5%)減少している。

第12表 職員数の増減状況

(単位 人)

職 員 区 分	平成15年度 計画人員	増 減 数			平成16年度 計画人員
		定員合理化	その他の	計	
1 義務教育教職員	704,995	—	79	79	705,074
(1) 小学校教職員	423,266	—	1,156	1,156	424,422
(2) 中学校教職員	243,624	— △	1,127 △	1,127	242,497
3) 盲ろう学校教職員	5,391	—	26	26	5,417
4) 養護学校教職員	32,714	—	24	24	32,738
2 非義務教育教員	261,147 △	61 △	2,333 △	2,394	258,753
(1) 高校教員 (特殊教育諸学校高等部含む)	222,725	— △	2,323 △	2,323	220,402
(2) 大学校教員	12,900 △	44	82	38	12,938
(3) 幼稚園教員	25,522 △	17 △	92 △	109	25,413
3 警察官	236,661	—	3,150	3,150	239,811
4 消防職員	144,153	—	—	—	144,153
5 一般職員	1,133,142 △	10,369 △	1,446 △	11,815	1,121,327
(1) 高校事務職員等	36,373	— △	334 △	334	36,039
(2) 警察事務職員	25,940 △	268	— △	268	25,672
(3) その他一般職員	1,066,719 △	10,101 △	1,083 △	11,184	1,055,535
ア 清掃施設関係職員		△	20		
イ 社会福祉施設等員			242		
ウ 保健師			338		
エ その他		△	1,643		
・(1) 補助職員等	4,110	— △	29 △	29	4,081
合計	2,480,098 △	10,430 △	550 △	10,980	2,469,118

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は21兆8,833億円であり、前年度に比し、8,570億円(4.1%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は10兆1,183億円であり、前年度に比し、2,769億円(2.8%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成16年度(A)			平成15年度(B)			差引増減額(A)-(B)		
	国庫補助額	地方負担額	計	国庫補助額	地方負担額	計	国庫補助額	地方負担額	計
(内閣府所管)									
都道府県警察費補助金	30,270	24,616	54,886	30,495	24,060	54,555	△ 225	556	331
その他の	29,822	2,923	32,745	33,128	3,315	36,443	△ 3,306	392	△ 3,698
内閣府計	60,092	27,539	87,631	63,623	27,375	90,998	△ 3,531	164	△ 3,367
(総務省所管)									
市町村合併推進体制整備費補助金	3,020	—	3,020	3,006	—	3,006	14	—	14
消防防災設備整備費補助金	7,049	7,226	14,275	6,611	8,627	15,238	438	△ 1,401	△ 963
その他の	88,194	10,225	98,419	33,469	14,166	47,635	54,725	△ 3,941	50,784
総務省計	98,263	17,451	115,714	43,086	22,793	65,879	55,177	△ 5,342	49,835
(法務省所管)									
外国人登録事務委託費等	6,941	—	6,941	6,986	—	6,986	△ 45	—	△ 45
(外務省所管)									
政府開発援助海外技術協力推進地方公共団体補助金	—	—	—	707	707	1,414	△ 707	△ 707	△ 1,414
(文部科学省所管)									
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	14,067	14,067	28,134	14,580	14,559	29,139	△ 513	△ 492	△ 1,005
幼稚園就園奨励費補助金	18,087	37,017	55,104	17,982	36,915	54,897	105	102	207
私立高等学校等経常費助成費補助金	99,732	—	99,732	100,150	—	100,150	△ 418	—	△ 418
その他の	37,953	26,474	64,427	55,949	42,770	98,719	△ 17,996	△ 16,296	△ 34,292
文部科学省計	169,839	77,558	247,397	188,661	94,244	282,905	△ 18,822	△ 16,686	△ 35,508
(厚生労働省所管)									
保健事業費等補助金	38,162	64,775	102,937	38,704	65,452	104,156	△ 542	△ 677	△ 1,219
結核医療費負担金	7,314	2,747	10,061	7,867	2,960	10,827	△ 553	△ 213	△ 766
精神保健費等負担金	76,490	72,870	149,360	72,392	69,038	141,430	4,098	3,832	7,930
生活保護費負担金	1,746,623	581,660	2,328,283	1,519,350	504,570	2,023,920	227,273	77,090	304,363
身体障害者保護費負担金	116,812	116,716	233,528	115,839	117,567	233,406	973	△ 851	122
老人保護費負担金	56,728	56,728	113,456	72,957	89,702	162,659	△ 16,229	△ 32,974	△ 49,203
老人医療給付費負担金	6,143	1,275,215	1,281,358	6,465	1,134,249	1,140,714	△ 322	140,966	140,644
介護給付費負担金	—	1,362,875	1,362,875	—	1,201,113	1,201,113	—	161,762	161,762
介護保険事務費交付金	—	—	—	30,491	30,491	60,982	△ 30,491	△ 30,491	△ 60,982
在宅福祉事業費補助金	114,307	119,873	234,180	111,832	115,797	227,629	2,475	4,076	6,551
児童保護費等負担金	701,356	704,746	1,406,102	831,206	834,385	1,665,591	△ 129,850	△ 129,639	△ 259,489

区 分	平成 16 年度 (A)			平成 15 年度 (B)			差引増減額 (A)-(B)		
	国 庫 補 助 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 補 助 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 補 助 負担額	地 方 負担額	計
児童扶養手当給付費負担金	301,317	100,439	401,756	255,797	85,266	341,063	45,520	15,173	60,693
保険基盤安定等負担金	223,932	272,708	496,640	205,199	254,052	459,251	18,733	18,656	37,389
職業転換訓練費負担金	3,056	3,056	6,112	3,169	3,169	6,338	△ 113	△ 113	△ 226
そ の 他	774,396	383,134	1,157,530	689,029	494,702	1,183,731	85,367	△ 111,568	△ 26,201
厚生労働省計 (農林水産省所管)	4,166,636	5,117,542	9,284,178	3,960,297	5,002,513	8,962,810	206,339	115,029	321,368
農業近代化資金利子補給等補助金	3,547	3,846	7,393	4,368	4,455	8,823	△ 821	△ 609	△ 1,430
農業経営対策事業費補助金	21,509	6,608	28,117	23,499	7,999	31,498	△ 1,990	△ 1,391	△ 3,381
農業共済事業事務費負担金	43,915	—	43,915	52,941	—	52,941	△ 9,026	—	△ 9,026
中山間地域等直接支払交付金	17,220	—	17,220	23,000	—	23,000	△ 5,780	—	△ 5,780
そ の 他	90,783	45,485	136,268	100,508	48,411	148,919	△ 9,725	△ 2,926	△ 12,651
農林水産省計 (経済産業省所管)	176,974	55,939	232,913	204,316	60,865	265,181	△ 27,342	△ 4,926	△ 32,268
小規模企業等活性化補助金	22,573	22,622	45,195	31,307	31,307	62,614	△ 8,734	△ 8,685	△ 17,419
そ の 他	38,766	26,593	65,359	41,087	26,679	67,766	△ 2,321	△ 86	△ 2,407
経済産業省計 (国土交通省所管)	61,339	49,215	110,554	72,394	57,986	130,380	△ 11,055	△ 8,771	△ 19,826
地籍調査費負担金	13,672	13,672	27,344	13,040	13,040	26,080	632	632	1,264
そ の 他	3,658	1,620	5,278	4,677	2,272	6,949	△ 1,019	△ 652	△ 1,671
国土交通省計 (環境省所管)	17,330	15,292	32,622	17,717	15,312	33,029	△ 387	△ 20	△ 407
環境監視調査等補助金等	17,496	13,148	30,644	18,718	14,332	33,050	△ 1,222	△ 1,184	△ 2,406
合 計	4,774,910	5,373,684	10,148,594	4,576,505	5,296,127	9,872,632	198,405	77,557	275,962
補助職員等の組替えによる減	△ 30,291	—	△ 30,291	△ 31,196	—	△ 31,196	905	—	905
再 計	4,744,619	5,373,684	10,118,303	4,545,309	5,296,127	9,841,436	199,310	77,557	276,867

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの(通常分)

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費(3)の平成 16 年度一般財源化分を除く。)は 11 兆 1,475 億円であり、前年度に比し、374 億円(0.3%)減少している。このうち、社会福祉系統経費は 4 兆 3,363 億円であり、前年度に比し、276 億円(0.6%)増加している。

本年度においては、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費を縮減する一方、人間力の向上・発揮(教育・文化、科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、市町村合併の推進等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図ることとし、私学振興対策、青少年健全育成対策等教育・人材育成対策に要する経費 5,298 億円、地域情報化推進事業、教育情報化対策等情報化・科学技術振興対策に要する経費 4,138 億円、わがまちづくり支援事業、共生のまちづくり推進

事業、都市再生関連対策、地域文化振興対策、観光立国推進対策、国土保全対策、農山漁村対策及び森林山村対策、生活交通確保対策、市町村合併推進事業等地方活性化・都市再生対策に要する経費9,491億円、健康づくり推進事業、子育て支援事業、国民健康保険関係事業等少子・高齢化対策に要する経費3,080億円、リサイクル推進事業等環境対策に要する経費3,079億円等を計上している。

また、貸付金1兆9,528億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、5,700億円を計上している。

(3) 国庫補助負担金を伴わないもの(平成16年度一般財源化分)

平成16年度に三位一体の改革の一環として行われる国庫補助負担金の改革に伴い、廃止される国庫補助負担金のうち、その対象事業を引き続き地方が主体となって実施する必要のあるもの(23件、総額4,749億円のうち給与関係経費及び公営企業繰出金に該当するものを除いたもので20件、総額2,457億円)について、従前の地方負担額を合わせた所要経費として6,175億円を「(1)国庫補助負担金等を伴うもの」から振替計上することとした。その内訳は、下記のとおりである。

		(単位 百万円)	
区 分		平成16年度 国費相当額	平成16年度 所要経費
(総務省所管)			
・明るい選挙推進費交付金		281	281
・消防防災設備整備費補助金 (防災無線及び高機能情報通信対応防災無線(公共施設付帯部分)、降雨情報等収集分析装置に係るものに限る。)		131	263
(外務省所管)			
・政府開発援助海外技術協力推進地方公共団体補助金		570	1,140
(文部科学省所管)			
・教員研修事業費等補助金 (都道府県教員研修奨励事業のうち幼稚園新規採用教員研修、教職経験者研修、健康教育研修に係る非常勤職員配置事業、新任教務主任研修、特殊教育新任担当教員研修及び初任者研修のうち非常勤講師配置事業に係るものに限る。)		3,949	7,899
・地域・家庭教育力活性化推進費補助金 (人権教育促進事業、学習拠点施設情報化等推進事業に係るものに限る。)		1,991	3,982
・情報教育等設備整備費補助金		742	1,469
・義務教育費国庫負担金 (児童手当に係るものに限る。)		3,378	6,756
・公立養護学校教育費国庫負担金 (児童手当に係るものに限る。)		127	254
(厚生労働省所管)			
・児童保護費等負担金 (公立保育所運営費に係るものに限る。)		166,096	332,193
・介護保険事務費交付金		30,491	60,982
・軽費老人ホーム事務費補助金		16,745	50,236

区 分	平成16年度 国費相当額	平成16年度 所要経費
・市町村事務取扱交付金(児童手当)	8,702	16,206
・在宅福祉事業費補助金 (生きがい活動支援通所事業に係るものに限る。)	5,000	10,000
・事務取扱交付金(児童扶養手当)	2,189	2,189
・療養給付費等負担金 (事務費負担金に係るものに限る。)	1,213	1,213
・医療施設運営費等補助金 (在宅当番・救急医療情報提供実施費、休日等歯科診療所・救急医療情報提供運営費及び歯科在宅当番・救急医療情報提供実施費に係るものに限る。)	912	2,736
・医療関係者養成確保対策費等補助金 (看護師等修学資金貸与費(公立分)に係るものに限る。)	627	1,254
・疾病予防対策事業費等補助金 (精神保健対策費、地域保健医療協議会等経費に係るものに限る。)	311	933
(経済産業省所管)		
・地域再生産業集積対策事業費補助金	180	360
(国土交通省所管)		
・土地利用規制等対策費交付金	2,015	-(※)
合 計	245,650	500,346
児童保護費等負担金(公立保育所)及び軽費老人ホーム事務費補助金の一般財源化に伴う職員手当(単独)の振替計上分	-	117,148
再 計	245,650	617,494

※ 土地利用規制等対策費交付金についても平成 16 年度に一般財源化が行われるが、同交付金については、従前より、その所要経費を国庫補助負担金を伴わない一般行政経費に計上しているため、所要経費の積算には含まれていない。

3 公 債 費

平成 16 年度の地方債の元利償還金は 13 兆 6,779 億円(元金償還金 10 兆 3,564 億円(うち特定資金公共投資事業債の償還金 2,302 億円)、利払費 3 兆 3,215 億円)であり、前年度に比し、894 億円(0.6%)減少している。

平成 16 年度における地方債の利子及び元金償還金は、第 14 表のとおりであり、これに対する国の補給金の内訳は、第 15 表のとおりである。

なお、平成 16 年度末の地方債現在高は 142 兆 4,448 億円と見込まれ、前年度末に比し、3 兆 7,569 億円(2.7%)増加する見込みである。

第 14 表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

平成 16 年度 債還金(A) 元 金 利 子 計	平成 15 年度 債還金(B) 元 金 利 子 計	増 減 額 (A)-(B)	
		元 金	利 子
(2,302) 103,564	(2,302) 101,643	(2,302) 1,921	(2,302) 2,815
33,215	36,030	△ 2,815	△ 894
136,779	137,673		

(注) ()書は特定資金公共投資事業債の償還金であつて内書である。

(参考表)

地 方 債 見 込 現 在 高

(単位 億円)

平成15年度 末現在高 (A)	平 成 16 年 度			平成16年度 末見込現在 高 (A)+(B)-(C) (D)	増 減 額 (D)-(A)
	発 行 額 (B)	債 券 還 額 (C)			
1,386,879	141,448	103,879	1,424,448	37,569	

第 15 表 公債費に対する国補給金の内訳

(単位 百万円)

区 分	平 成 16 年 度(A)	平 成 15 年 度(B)	増 減 額(A)-(B)
(総務省所管)			
新産業都市等建設事業債調整分利子補給金	0	0	0
(環境省所管)			
交付地方債元利債還金等補助金	160	257	△ 97
合 計	160	257	△ 97

4 維持補修費

維持補修費の総額は9,987億円であり、前年度に比し、81億円(0.8%)減少している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は21兆3,283億円であり、前年度に比し、1兆9,585億円(8.4%)減少している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は1兆1,473億円であり、前年度に比し、335億円(2.8%)減少している。

国の直轄事業費の内訳は、第16表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は6兆6,995億円であり、前年度に比し、5,143億円(7.1%)減少している。このうち、普通建設事業費は6兆6,419億円で、前年度に比し、5,133億円(7.2%)減少しており、災害復旧事業費は576億円で、前年度に比し、10億円(1.7%)減少している。

公共事業費の内訳は、第17表のとおりである。

(3) 失業対策事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金の額を基礎として算定した失業対策事業費は115億円であり、前年度に比し、7億円(5.7%)減少している。

失業対策事業費の内訳は、第18表のとおりである。

第16表 直轄事業

区分	分		平	成	16	年	度	(A)
			国庫負担額	地方負担額	団体負担額	度	計	
1 特 別 会 計								
(1) 治 河 砂 ダ		水 川 防 ム	583,089 314,833 67,773 200,483	242,437 147,911 24,916 69,610	44,290 — — 44,290	869,816 462,744 92,689 314,383		
(2) 治		山	38,118	3,240	—	41,358		
(3) 道 路 整 備			1,483,813	636,988	—	2,120,801		
(4) 港		湾	181,265	68,074	2,730	252,069		
(5) 空 港			88,668	6,396	—	95,064		
(6) 農 業 農 村 整 備			77,037	12,540	—	89,577		
	計	(a)	2,451,990	969,675	47,020	3,468,685		
2 一 般 会 計								
(1) 海 農 水 運 建		岸 林 產 輸 設	16,103 2,933 — 5,184 7,986	5,829 1,067 — 2,071 2,691	— — — — —	21,932 4,000 — 7,255 10,677		
(2) 都 市 環 境			31,709	8,815	—	40,524		
(3) 農 業 農 村 整 備			4,196	1,354	—	5,550		
(4) 森 林 水 產 基 盤			11,500	3,918	—	15,418		
(5) 災 害 関 連			1,244	602	—	1,846		
(6) 災 害 復 旧			10,446	4,600	35	15,081		
河 川 等			9,899	4,403	35	14,337		
港 湾			250	101	—	351		
道 路			—	—	—	—		
山 林 施 設 等			297	96	—	393		
(7) 調 整 費 等			27,848	11,008	—	38,856		
	計	(b)	103,046	36,126	35	139,207		
既往年度における農業農村整備負担金等			—	141,534	—	141,534		
再 計 (c)			103,046	177,660	35	280,741		
総 計 (a)+(c)	上 分		2,555,036	1,147,335	47,055	3,749,426		

(参考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (d)

(a) + (b) + (d) 151,485 53,284 4,740 209,509

(注) 1 一般会計分の国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額で

2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設

3 「(参考)農業農村整備事業等の当該年度執行状況(d)」の区分の金額は、「1 特別会計」の「(6)農業

費 の 内 訳

(単位 百万円)

平 成 15 年 度 (B)				増 額	減 額	額 (A)-(B)
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計		
596,964	250,694	49,382	897,040	△ 13,875	△ 8,257	△ 5,092 △ 27,224
328,240	151,716	—	479,956	△ 13,407	△ 3,805	— △ 17,212
68,818	25,568	—	94,386	△ 1,045	△ 652	— △ 1,697
199,906	73,410	49,382	322,698	577	△ 3,800	△ 5,092 △ 8,315
39,406	3,338	—	42,744	△ 1,288	△ 98	— △ 1,386
1,484,354	642,610	—	2,126,964	△ 541	△ 5,622	— △ 6,163
189,403	70,350	2,307	262,060	△ 8,138	△ 2,276	423 △ 9,991
82,237	3,354	—	85,591	6,431	3,042	— 9,473
52,306	10,907	—	63,213	24,731	1,633	— 26,364
2,444,670	981,253	51,689	3,477,612	7,320	△ 11,578	△ 4,669 △ 8,927
15,925	5,570	—	21,495	178	259	— 437
2,983	1,043	—	4,026	△ 50	24	— △ 26
35	—	—	35	△ 35	—	— △ 35
4,666	1,709	—	6,375	518	362	— 880
8,241	2,818	—	11,059	△ 255	△ 127	— △ 382
31,615	10,004	—	41,619	94	△ 1,189	— △ 1,095
4,477	1,523	—	6,000	△ 281	△ 169	— △ 450
12,350	4,033	—	16,383	△ 850	△ 115	— △ 965
1,244	602	—	1,846	—	—	—
10,488	5,005	34	15,527	△ 42	△ 405	1 △ 446
9,479	4,563	34	14,076	420	△ 160	1 261
192	91	—	283	58	10	— 68
522	241	—	763	△ 522	△ 241	— △ 763
295	110	—	405	2	△ 14	— △ 12
21,858	7,688	—	29,546	5,990	3,320	— 9,310
97,957	34,425	34	132,416	5,089	1,701	1 6,791
—	165,161	—	165,161	—	△ 23,627	— △ 23,627
97,957	199,586	34	297,577	5,089	△ 21,926	1 △ 16,836
2,542,627	1,180,839	51,723	3,775,189	12,409	△ 33,504	△ 4,668 △ 25,763
173,676	53,112	4,765	231,553	△ 22,191	172	△ 25 △ 22,044
2,716,303	1,068,790	56,488	3,841,581	△ 9,782	△ 9,705	△ 4,693 △ 24,180

ある。

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

農村整備」の区分の金額を含んでいない。

第17表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区分	平成16年度(A)			平成15年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治山治水	485,345	502,601	987,946	531,006	555,141	1,086,147	△ 45,661	△ 52,540	△ 98,201
(2) 道路整備	463,050	348,349	811,399	550,703	427,946	978,649	△ 87,653	△ 79,597	△ 167,250
(3) 港湾空港鉄道等	107,324	181,893	289,217	120,993	188,127	309,120	△ 13,669	△ 6,234	△ 19,903
(4) 住宅都市環境	891,404	872,135	1,763,539	909,859	853,997	1,763,856	△ 18,455	△ 18,138	△ 317
(5) 生活環境施設整備	226,388	370,522	596,910	276,100	446,906	723,006	△ 49,712	△ 76,384	△ 126,096
(6) 農業農村整備	424,632	351,080	775,712	462,014	379,016	841,030	△ 37,382	△ 27,936	△ 65,318
(7) 森林水産基盤整備	233,650	186,328	419,978	249,152	199,299	448,451	△ 15,502	△ 12,971	△ 28,473
(8) 調整費等	28,793	22,574	51,367	17,162	12,847	30,009	11,631	9,727	21,358
(9) 災害関連	9,176	6,877	16,053	8,848	6,698	15,546	328	179	507
小計	2,869,762	2,842,359	5,712,121	3,125,837	3,069,977	6,195,814	△ 256,075	△ 227,618	△ 483,693
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	143,173	△ 143,173	—	146,216	△ 146,216	—	△ 3,043	3,043	—
計 (a)	3,012,935	2,699,186	5,712,121	3,272,053	2,923,761	6,195,814	△ 259,118	△ 224,575	△ 483,693
2 その他公共									
(1) 文教施設	157,226	178,805	336,031	172,882	203,814	376,696	△ 15,656	△ 25,009	△ 40,665
(2) 厚生労働施設	160,783	103,527	264,310	156,210	97,088	253,298	4,573	6,439	11,012
(3) 小笠原諸島振興開発事業	1,580	1,063	2,643	1,664	950	2,614	△ 84	113	29
(4) 卸売市場施設	818	222	1,040	930	2,542	3,472	△ 112	△ 2,320	△ 2,432
(5) 防衛施設運営等関連施設	56,844	18,548	75,392	58,776	15,884	74,660	△ 1,932	2,664	732
(6) 都道府県警察施設	21,394	21,393	42,787	22,519	22,519	45,038	△ 1,125	△ 1,126	△ 2,251
(7) 消防施設等	4,633	6,927	11,560	5,951	7,568	13,519	△ 1,318	△ 641	△ 1,959
(8) 豪雪地帯対策特別事業	135	135	270	142	142	284	△ 7	△ 7	14
(9) 過疎地域集落整備事業	713	1,177	1,890	746	1,235	1,981	△ 33	△ 58	△ 91
(10) 防災集団移転促進事業等	513	483	996	604	575	1,179	△ 91	△ 92	△ 183
(11) 離島振興特別事業	494	583	1,077	505	526	1,031	△ 11	57	46
(12) 商業基盤施設	2,850	2,850	5,700	2,750	2,750	5,500	100	100	200
(13) 農村振興対策事業	60,144	42,186	102,330	54,268	35,857	90,125	5,876	6,329	12,205
(14) その他	46,333	37,407	83,740	47,517	42,492	90,009	△ 1,184	△ 5,085	△ 6,269
小計	514,460	415,306	929,766	525,464	433,942	959,406	△ 11,004	△ 18,636	△ 29,640
(15) 新産都市等に対する国庫負担かさ上げ額	246	△ 246	—	568	△ 568	—	△ 322	322	—
計 (b)	514,706	415,060	929,766	526,032	433,374	959,406	△ 11,326	△ 18,314	△ 29,640
合計 (a)+(b)(c)	3,527,641	3,114,246	6,641,887	3,798,085	3,357,135	7,155,220	△ 270,444	△ 242,889	△ 513,333

区 分	平成 16 年度 (A)			平成 15 年度 (B)			増 減 額 (A)-(B)		
	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国 庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	40,596	13,326	53,922	41,361	13,511	54,872	△	765	△ 185 △ 950
(2) 文教施設	775	392	1,167	800	404	1,204	△	25	△ 12 △ 37
(3) 災害予備費等	—	2,500	2,500	—	2,500	2,500	—	—	—
計 (d)	41,371	16,218	57,589	42,161	16,415	58,576	△	790	△ 197 △ 987
総 計(c)+(d)	3,569,012	3,130,464	6,699,476	3,840,246	3,373,550	7,213,796	△	271,234	△ 243,086 △ 514,320

第 18 表 失業対策事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	平成 16 年度 (A)			平成 15 年度 (B)			増 減 額 (A)-(B)		
	国 庫 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 負担額	地 方 負担額	計	国 庫 負担額	地 方 負担額	計
1 特定地域開発就労事業	5,861	5,606	11,467	6,225	5,954	12,179	△	364	△ 348 △ 712
合 計	5,861	5,606	11,467	6,225	5,954	12,179	△	364	△ 348 △ 712

(4) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は 8 兆 61 億円であり、前年度に比し、1 兆 6,110 億円(16.8%) 減少している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として 7 兆 9,082 億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

平成 15 年発生災害及び現年発生災害に係る平成 16 年度における復旧事業費として 979 億円を計上している。

(5) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実を推進するための特別事業費の総額は 5 兆 4,639 億円であり、前年度に比し、2,010 億円(3.8%) 増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として 8,605 億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進するため、地域活性化事業費として6,900億円を計上している。

事業別内訳は、第19表のとおりである。

第19表 地域活性化事業費の内訳

区 分	平成16年度(A)	平成15年度(B)	(単位 億円) 増減額(A)-(B)
1 循環型社会形成事業費	500	500	0
2 少子・高齢化対策事業費	1,100	1,100	0
3 地域資源活用促進事業費	1,000	500	500
4 都市再生事業費	2,500	2,000	500
5 地域情報通信基盤整備事業費	1,800	1,500	300
合 計	6,900	5,600	1,300

ウ 合併特例事業費

自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、合併特例事業費として6,000億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として1,900億円を計上している。

オ 旧地域総合整備事業費(継続事業分)

平成13年度で廃止した地域総合整備事業の継続事業を実施するための事業費として7,000億円を計上している。

カ 特別単独事業費

(ア) 臨時地方道整備事業費

生活関連道路としての地方道等の整備を促進するため、臨時地方道整備事業費として1兆3,941億円を計上している。

(イ) 臨時高等学校整備事業費

高等学校の老朽校舎改築等の促進を図るため、臨時高等学校整備事業費として725億円を計上している。

(ウ) 臨時河川等整備事業費

中小河川及び河川環境等の整備を促進するため、臨時河川等整備事業費として932億円を計上している。

キ 地域再生事業費

地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が事業を円滑に実施できるよう、新たに地域再生事業費として8,000億円を計上している。

ク 自然災害防止事業費

治山、砂防、地すべり対策事業等のうち、緊急に実施すべき自然災害防止事業を促進するための事業費として636億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は3兆797億円であり、前年度に比し、1,255億円(3.9%)減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは2兆1,841億円であり、前年度に比し、592億円(2.6%)減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は1兆5,974億円であり、前年度に比し、852億円(5.1%)減少している。

事業別の内訳は、第20表のとおりである。

第20表 収益勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区	分	平成16年度(A)	平成15年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水 道 事 業		494	529	△ 35
2 交 通 事 業		450	480	△ 30
3 病 院 事 業		3,951	4,031	△ 80
4 下 水 道 事 業		9,872	10,501	△ 629
5 そ の 他 の 事 業		1,207	1,285	△ 78
合	計	15,974	16,826	△ 852

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は1兆4,823億円であり、前年度に比し、403億円(2.6%)減少している。

事業別の内訳は、第21表のとおりである。

第 21 表 資本勘定繰出金の内訳

(単位 億円)

区	分	平成16年度(A)	平成15年度(B)	増減額(A)-(B)
1 水道事業		1,438	1,454	△ 16
2 交通事業		1,017	1,051	△ 34
3 病院事業		2,203	2,090	113
4 下水道事業		6,715	6,966	△ 251
5 その他の事業		3,450	3,665	△ 215
合	計	14,823	15,226	△ 403

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、2,200 億円(45.8%)の増加を見込み、7,000 億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は 23 兆 5,043 億円であり、前年度に比し、3,092 億円(1.3%)減少している。その内訳は、第 22 表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で 16 兆 7,934 億円(前年度に比し 2,058 億円の増加)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で 6 兆 6,419 億円(前年度に比し 5,133 億円の減少)、災害復旧事業費で 576 億円(前年度に比し 10 億円の減少)及び失業対策事業費負担金関係で 115 億円(前年度に比し 7 億円の減少)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第 10 条から第 10 条の 3 まで及び第 34 条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第 23 表のとおりである。

第 22 表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

(単位 百万円)

区	分	平成 16 年度 (A)			平成 15 年度 (B)			増 減 額 (A)-(B)		
		国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額 等	地 方 負 担 額	計
A 普通補助負担金等関係										
1 内閣府所管		60,092	27,539	87,631	63,623	27,375	90,998	△ 3,531	164	△ 3,367
2 総務省所管		98,263	17,451	115,714	43,086	22,793	65,879	55,177	△ 5,342	49,835
3 法務省所管		6,941	—	6,941	6,986	—	6,986	△ 45	—	△ 45
4 外務省所管		—	—	—	707	707	1,414	△ 707	△ 707	△ 1,414
5 財務省所管		—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 文部科学省所管		169,839	77,558	247,397	188,661	94,244	282,905	△ 18,822	△ 16,686	△ 35,508
7 厚生労働省所管		4,166,636	5,117,542	9,284,178	3,960,297	5,002,513	8,962,810	206,339	115,029	321,368

(単位 百万円)

区分	平成16年度(A)			平成15年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
8 農林水産省所管	176,974	55,939	232,913	204,316	60,865	265,181	△ 27,342	△ 4,926	△ 32,268
9 経済産業省所管	61,339	49,215	110,554	72,394	57,986	130,380	△ 11,055	△ 8,771	△ 19,826
10 國土交通省所管	17,330	15,292	32,622	17,717	15,312	33,029	△ 387	△ 20	△ 407
11 環境省所管	17,496	13,148	30,644	18,718	14,332	33,050	△ 1,222	△ 1,184	△ 2,406
小計(1~11)	4,774,910	5,373,684	10,148,594	4,576,505	5,296,127	9,872,632	198,405	77,557	275,962
12 義務教育職員給与費	2,512,846	4,131,911	6,644,757	2,785,291	3,929,607	6,714,898	△ 272,445	202,304	△ 70,141
計(1~12)	7,287,756	9,505,595	16,793,351	7,361,796	9,225,734	16,587,530	△ 74,040	279,861	205,821
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	3,527,641	3,114,246	6,641,887	3,798,085	3,357,135	7,155,220	△ 270,444	△ 242,889	△ 513,333
2 災害復旧事業費	41,371	16,218	57,589	42,161	16,415	58,576	△ 790	△ 197	△ 987
計(1~2)	3,569,012	3,130,464	6,699,476	3,840,246	3,373,550	7,213,796	△ 271,234	△ 243,086	△ 514,320
C 失業対策事業費負担金関係	5,861	5,606	11,467	6,225	5,954	12,179	△ 364	△ 348	△ 712
総計(A+B+C)	10,862,629	12,641,665	23,504,294	11,208,267	12,605,238	23,813,505	△ 345,638	36,427	△ 309,211

(注) 1 義務教育職員給与費には、養護学校職員給与費を含む。

2 普通建設事業費の区分のうち「国庫補助負担額等」の欄の金額には、改革推進公共投資事業償還時補助分は含まない。

第23表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び 第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

(単位 百万円)

区分	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費		6,207,915	7,214,418	13,422,333
地方財政法第10条の2関係経費		2,131,918	1,939,626	4,071,544
地方財政法第10条の3関係経費		41,680	13,982	55,662
地方財政法第34条関係経費		124,233	123,997	248,230
総計		8,505,746	9,292,023	17,797,769

2 内訳表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与に要する経費 (退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	2,389,838	2,389,838	4,779,676
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	78,611	90,031	168,642
4	生活保護に要する経費	1,738,445	579,482	2,317,927
5	結核及び感染症の予防に要する経費	8,751	4,169	12,920

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,072	1,072	2,144
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	52,672	49,633	102,305
8	麻薬取締員並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	457	0	457
9	身体障害者の更生援護に要する経費	104,578	104,578	209,156
10	婦人相談所に要する経費	865	865	1,730
11	知的障害者の援護に要する経費	203,688	203,688	407,376
12	老人保健事業、老人の養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに要する経費	86,013	1,387,009	1,473,022
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	4,963	1,367,838	1,372,801
14	妊娠婦及び乳幼児の健康診査、児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかる児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費	424,174	425,575	849,749
15	児童手当に要する経費	406,841	145,556	552,397
16	国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費	223,932	272,708	496,640
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,205	303	1,508
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	34,955	11,652	46,607
19	児童扶養手当に要する経費	301,317	100,439	401,756
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,506	3,506	7,012
21	家畜伝染病予防に要する経費	1,354	1,091	2,445
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	1,230	1,230	2,460
23	森林病害虫等の防除に要する経費	2,326	2,269	4,595
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業・箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	13,672	13,672	27,344
25	盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に要する経費	4,035	4,035	8,070

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	119,389	54,179	173,568
27	消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費	26	—	26
	計	6,207,915	7,214,418	13,422,333
10の2 1~3、6	普通建設事業に要する経費	1,987,760	1,802,940	3,790,700
4	公営住宅の建設に要する経費	123,621	116,149	239,770
5	児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費	20,537	20,537	41,074
	計	2,131,918	1,939,626	4,071,544
10の3 1	災害救助事業に要する経費	200	200	400
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
3~9	災害復旧事業に要する経費	41,340	13,642	54,982
	計	41,680	13,982	55,662
34 3	養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費	1,224	989	2,213
4	養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与に要する経費(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)	123,008	123,008	246,016
5	引揚者の援護に要する経費	1	—	1
	計	124,233	123,997	248,230